

## 「広報いずみおおつ」広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、泉大津市（以下「市」という。）が発行する「広報いずみおおつ」（以下「広報」という。）に掲載する広告に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告依頼者 市へ直接広告掲載を依頼する事業者をいう。
- (2) 委託業者 市が広告掲載業務の一部を委託する事業者をいう。
- (3) 広告主 広告代理店へ広告掲載を依頼する事業者をいう。

(広告掲載の目的)

第3条 市内産業の振興を図り、かつ、良質な商品やサービス等に関する情報を市民に提供することを目的とする。

(広告の大きさ及び掲載料金)

第4条 広告の大きさ、掲載料金は別紙広報紙広告掲載取扱業務仕様書（以下、「仕様書」という。）に定める。

(広告掲載の申し込み及び決定)

第5条 広告の募集は、市又は委託業者が行うものとする。

- 2 広告掲載を希望する者は、広告枠、内容等に応じて、市又は委託業者に申し込むものとする。
- 3 前項の申し込みは、広報いずみおおつ広告掲載申込書により、市長が指定する期日までに行うものとする。
- 4 市長は、申込書の提出を受けたときは、第3条の規定に基づき、広告掲載の適否を決定し、申込者に通知するものとする。

(広告原稿の作成等)

第6条 広告依頼者又は委託業者は、広報原稿を仕様書に指定する方法により作成し、指定する期日までに市へ提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第7条 広告依頼者又は委託業者は、市長が別に定める納付書により、広告掲載月の翌月末日までに、  
広告掲載料を納入しなければならない。

(使用条件)

第8条 使用条件は、次のとおりとする。

- (1) 市へ提出した電子媒体の著作権は、広告主に帰属するものとする。
- (2) 広告依頼者及び委託業者から徴収できる広告料とは別に、制作費を広告依頼者及び委託業者に別途請求できるものとする。
- (3) 広告掲載料の市への納入は、広告掲載月の翌月末日までとする。
- (4) 掲載広告についての責任は、広告依頼者、委託業者及び広告主がすべて負うものとする。

(掲載しない広告)

第9条 次の各号に掲げるものは、広報に掲載しない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 広報の品位を汚すもの
- (2) 政治、宗教に関する主張、勧誘、批判等を内容とするもの
- (3) 他者を誹謗・中傷する内容を含むもの
- (4) 法令及び条例等に違反することをそそのかしたり、公序良俗に反する内容のもの
- (5) 虚偽又は誇大な表現で市民の的確な判断を誤らせるおそれのあるもの
- (6) 市が推薦等しているかのごとき表現をしたもの
- (7) 個人及び団体の人格広告を目的としたもの
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各号に規定するもの
- (9) 金融業務の広告については、泉大津市指定・指定代理・収納代理金融機関、収納代理郵便官署以外のものに係る広告
- (10) その事業を営むことについて官公署の免許、許可等を必要とする場合に、その許可又は認可等を受けていないもの
- (11) その広告に係る事業所又は事務所（支店等を含む。）を泉大津市内にもたないもの。（国、

地方公共団体又はこれらに準ずるものを除く。)ただし、泉大津市内で広告依頼主が広報の広告枠より少ないか、全く広告依頼主がない場合は、この限りではない。

(12) 広告依頼者、委託業者又は広告主が(団体にあつては代表者を含む。)の行う事業・行為が社会的批判、指弾の対象となっているもの

(13) 広告依頼者、委託業者又は広告主が法人である場合は法人が、個人の場合は個人が前年度の市税を滞納している場合の広告

(14) その他市長が掲載することが適当でないと認めるもの

(発行日等の変更)

第10条 市の都合により、発行日及び発行面数、広告欄使用面等を変更して発行する場合は事前に広告依頼者又は委託業者に通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、広告欄の使用に関し必要事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月3日から施行する。